

福岡県公報

平成29年2月17日
第3868号

目次

告示 (第100号 - 第109号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○青少年に有害な図書類の指定	(青少年育成課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の全部の解除	(環境保全課)	2
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除	(環境保全課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4

公告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	4
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	4
○一般競争入札の実施	(県民情報公報課)	6
○指定居宅サービス事業者の指定	(介護保険課)	8
○指定居宅サービス事業者の廃止	(介護保険課)	9
○指定介護予防サービス事業者の指定	(介護保険課)	10
○指定介護予防サービス事業者の廃止	(介護保険課)	10
○指定居宅介護支援事業者の指定	(介護保険課)	11
○指定居宅介護支援事業者の廃止	(介護保険課)	11

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	12
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	12
○大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定に基づく届出	(中小企業振興課)	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13

人事委員会

○福岡県 (警察官A (男性)・警察官A (女性)・警察官A (武道指導)・警察官B (男性)・警察官B (早期採用男性)・警察官B (女性)・警察官C) 採用試験の施行	(人事委員会事務局任用課)	13
---	---------------	----

雑報

○審議会の答申に係る福岡県意見提出制度要綱の規定に基づく意見及び答申の公表	(職業能力開発課)	19
---------------------------------------	-----------	----

正誤

○道路の区域の変更 (平成27年福岡県告示386号) 中正誤	21
○道路の供用の開始 (平成29年福岡県告示61号) 中正誤	21

告示

福岡県告示第100号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年2月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女 県道		三 漕 陽 線 上	前	八女郡広川町大字水原1401番1先から 八女郡広川町大字水原2140番先まで	6.8 ～ 12.3	152.3
			後	八女郡広川町大字水原1401番1先から 八女郡広川町大字水原2140番先まで	8.0 ～ 13.9	

福岡県告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年2月17日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女 県道		浮 羽 石川内 線	前	八女市矢部村北矢部3931番1先から 八女市矢部村北矢部11060番1先まで	3.3 ～ 14.0	743.0
			後	八女市矢部村北矢部3931番1先から 八女市矢部村北矢部11060番1先まで	5.8 ～ 14.0	

福岡県告示第102号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成29年2月17日

福岡県知事 小 川 洋

種類		題 名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代3月号	雑誌15183-03	三和出版株式会社	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
図書	2	実話ドキュメント3月号	雑誌15115-3	マイウェイ出版株式会社	

福岡県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年2月17日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡 県道		福 岡 太宰府 線	前	糟屋郡宇美町光正寺二丁目4485番1先から 糟屋郡宇美町光正寺二丁目4484番2先まで	11.6 ～ 13.8	36.3
			後	糟屋郡宇美町光正寺二丁目4485番1先から 糟屋郡宇美町光正寺二丁目4484番2先まで	11.6 ～ 13.8	

福岡県告示第104号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により指定した要措置区域について、汚染の除去等の措置により指定の事由がなくなったため、同条第4項の規

定により、当該要措置区域の全部について次のとおり指定を解除する。

平成29年2月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定を解除する要措置区域
小郡市小郡字大原町2228番1及び2261番1の各一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 指定を解除する要措置区域において講じられた指示措置等
規則別表第5の1の項の下欄に規定する土壤汚染の除去

福岡県告示第105号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により指定した形質変更時要届出区域について、汚染の除去等の措置により指定の事由がなくなったため、同条第2項の規定により、当該形質変更時要届出区域の一部について次のとおり指定を解除する。

平成29年2月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
小郡市小郡字大原町2228番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
規則別表第5の9の項の下欄に規定する土壤汚染の除去

福岡県告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年2月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県道	福 岡 太宰府 線	前	糟屋郡宇美町光正寺一丁目4574番3先から 糟屋郡宇美町宇美五丁目3802番5先まで	7.5 ～ 24.5	1,435.7
			前	糟屋郡宇美町光正寺一丁目4574番3先から 糟屋郡宇美町宇美五丁目3802番5先まで	8.3 ～ 49.0	1,704.0
			後	糟屋郡宇美町光正寺一丁目4574番3先から 糟屋郡宇美町宇美五丁目3802番5先まで	7.5 ～ 24.5	1,435.7
			後	糟屋郡宇美町光正寺一丁目4574番3先から 糟屋郡宇美町宇美五丁目3802番5先まで	8.3 ～ 49.0	1,704.0

福岡県告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年2月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年2月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
福 岡	福 岡 太宰府 線	糟屋郡宇美町大字宇美4348番1先から 糟屋郡宇美町大字宇美4337番2先まで

福岡県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成29年2月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	八女春線	前	うきは市浮羽町高見1005番4先から うきは市浮羽町古川1071番2先まで	7.7 ～ 26.8	619.6
			後	うきは市浮羽町高見1005番4先から うきは市浮羽町古川1020番2先まで	7.7 ～ 26.8	

福岡県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年2月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成29年2月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	八女春線	うきは市浮羽町高見1005番4先から うきは市浮羽町古川1020番1先まで

公 告

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年2月17日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年12月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人こもればの家

2 代表者の氏名

毛利 赫子

(3) 主たる事務所の所在地

八女郡広川町大字一條1065番地7

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の高齢者や子どもに対し、介護保険法に基づく介護サービス、宅老所事業、子育て支援及び子ども居場所づくりに関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成29年2月17日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

平成29年度新聞定期広告「福岡県からのお知らせ」

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記

されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）

チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成29年3月10日(金曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成29年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年2月17日

福岡県知事 小 川 洋

1 調達内容

(1) 調達役務の名称及び数量

平成29年度新聞定期広告「福岡県からのお知らせ」

朝日新聞・毎日新聞・読売新聞・西日本新聞 各6回

(2) 調達役務の特質等

入札説明書による。

(3) 契約の期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成27年5月福岡県告示第534号)」を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格申請書に必要な事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成29年3月31日(金)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種区分が13-06(広告宣伝)で、「AA」の等級に格付されているもの。

(2) 過去2年間に同種、同程度の業務実績を有するもの。

(3) (2)の同種、同程度とは次のとおりとする。

ア 同種の基準は、新聞(一般紙)広告とする。

イ 同程度の基準は、全5段以上の新聞広告を1回以上とする。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないもの。

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でないもの。

- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部県民情報広報課
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3102
ファクス 092-632-5331
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
(1) 期間
この公告の日から平成29年3月31日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
(2) 場所
5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書及び過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、提出期限及び提出方法
(1) 提出場所
5の部局とする。
(2) 提出期限
平成29年3月31日（金）午後5時00分
(3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
(1) 場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁総務部会議室（地下1階）
(2) 日時
平成29年4月3日（月） 午前11時00分

- 11 落札者が不在の場合の措置
開札をした場合において、落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、その他の場合は別に定める日時及び場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
入札書に記載をした入札金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（入札書に記載をした入札金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合（同種・同規模の契約とは「広告宣伝」業務に係る契約で、契約金額が入札書に記載をした入札金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した額の2割に相当する額以上のものをいう。次号において同じ。）
- (2) 契約保証金
契約金額（この号において、「契約金額」とは、入札書に記載した入札金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した額とする。）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合
- 13 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があって、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手

続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature of the service required: Handing of Fukuoka Prefectural Government's newspaper advertising in the Asahi Shimbun, the Mainichi Shimbun, the Yomiuri Shimbun, the Nishinippon Shimbun (6times in a year; April, June, August, October, December, February) .
- (2) Time Limit of Tender : 5:00 p.m. on March 31,2017.
- (3) Contact Point for the Notice: Public Affairs Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office,
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan.
TEL 092-643-3102

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定をしたので、同法第78条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により、次のように公告する。

平成29年2月17日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
訪問看護	4060490325	訪問看護ステーションひとごころ	株式会社 P. H. S	H29. 2. 1
		糟屋郡粕屋町長者原東二丁目8番25号		
〃	4062090024	訪問看護ステーションれんと	株式会社 R e n	H29. 2. 1
		糸島市潤三丁目24-10 サンウェルス前原 103		

訪問看護	4065890032	セノーテ訪問看護ステーション	Fusion株式会社	H29. 2. 1
		宮若市竹原355-1		
訪問介護	4071803722	ヘルパーステーション みらい	合同会社GROW	H29. 2. 1
		飯塚市鯨田2359番地2		
〃	4072200969	ヘルパーステーション和笑 朝倉市秋月野鳥681番地1	有限会社ツー・ウェイ・ ヒューマニゼーション・ グループホーム和笑	H29. 2. 1
〃	4073101448	ヘルパーステーション咲 久楽	メディカルケア合同会社	H29. 2. 1
		春日市天神山二丁目66番		
〃	4073800593	訪問介護くすの木 糟屋郡宇美町原田一丁目 18番19号	合同会社エステイエヌ	H29. 2. 1
〃	4075501058	緑の樹ヘルパーステー ション	有限会社S.K光舎	H29. 2. 1
		宮若市龍徳133番地143		
〃	4079200558	あさひ訪問介護サービス 田川郡香春町採銅所5964 番地	合同会社百家	H29. 2. 1
通所介護	4071702098	遊ビリセンター和ら邸	株式会社あすなる福祉会	H29. 2. 1
		直方市頓野1535-1		
〃	4071803730	デイサービスセンター みらい	合同会社GROW	H29. 2. 1
		飯塚市鯨田2359番地2		
〃	4072400841	ミック健康の森 筑後山 ノ井	株式会社ミック・ジャパ ン	H29. 2. 1
		筑後市山ノ井306-1 グリ ーンフォレスト1階2号室		

通所介護	4074200595	通所介護事業所ローカル 86福岡新宮	株式会社ビッグバル	H29. 2. 1
		糟屋郡新宮町上府北一丁 目15-22		
〃	4077800292	デイサービス サミック	社会福祉法人サミック	H29. 2. 1
		田川郡赤村赤4540番地5		
短期入所 生活介護	4076700360	美和の里短期入所生活介 護事業所	社会福祉法人朝倉社会事 業協会	H29. 2. 1
		朝倉郡筑前町原地蔵2227 番地5		
〃	4079400760	ユニットケア慶寿園 ショートステイ	社会福祉法人慶寿会	H29. 2. 1
		田川郡福智町上野3175- 3		

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により、次のように公告する。

平成29年2月17日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
訪問介護	4071800975	ヘルパーステーションみ らい	有限会社みらい	H29. 1. 31
		飯塚市鯨田2360番地		
〃	4072800099	有限会社 おんがケア・ サポート	有限会社 おんがケア・ サポート	H29. 1. 31
		中間市中尾三丁目9番30 号		
通所介護	4071801635	デイサービスセンターみ らい	有限会社みらい	H29. 1. 31
		飯塚市鯨田2360番地		

通所介護	4072200548	デイサービスセンター和楽 朝倉市秋月野鳥字堅小路 681番地1	有限会社ツ・ウェイ・ ヒューマニゼーション・ グループホーム和笑	H29. 1. 31
------	------------	---------------------------------------	--	------------

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定をしたので、同法第115条の10第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の23の規定により、次のように公告する。

平成29年2月17日

福岡県知事 小 川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
介護予防訪問介護	4071803722	ヘルパーステーション みらい 飯塚市鯉田2359番地2	合同会社GROW	H29. 2. 1
〃	4072200969	ヘルパーステーション和笑 朝倉市秋月野鳥681番地1	有限会社ツ・ウェイ・ ヒューマニゼーション・ グループホーム和笑	H29. 2. 1
〃	4075501058	緑の樹ヘルパーステーション 宮若市龍徳133番地143	有限会社S.K光舎	H29. 2. 1
〃	4079200558	あさひ訪問介護サービス 田川郡香春町採銅所5964番地	合同会社百家	H29. 2. 1
介護予防訪問看護	4060490325	訪問看護ステーションひとごころ 糟屋郡粕屋町長者原東二丁目8番25号	株式会社P. H. S	H29. 2. 1
〃	4062090024	訪問看護ステーションれんと 糸島市潤三丁目24-10 サンウェルス前原 103	株式会社Ren	H29. 2. 1

介護予防訪問看護	4065890032	セノテ訪問看護ステーション 宮若市竹原355-1	Fusion株式会社	H29. 2. 1
介護予防通所介護	4071702098	遊びりセンター和ら邸 直方市頓野1535-1	株式会社あすなろ福祉会	H29. 2. 1
〃	4071803730	デイサービスセンターみらい 飯塚市鯉田2359番地2	合同会社GROW	H29. 2. 1
〃	4074200595	通所介護事業所ローカル86福岡新宮 糟屋郡新宮町上府北一丁目15-22	株式会社ビッグバル	H29. 2. 1
〃	4077800292	デイサービス サミック 田川郡赤村赤4540番地5	社会福祉法人サミック	H29. 2. 1
介護予防短期入所生活介護	4076700360	美和の里短期入所生活介護事業所 朝倉郡筑前町原地蔵2227番地5	社会福祉法人朝倉社会事業協会	H29. 2. 1
〃	4079400760	ユニットケア慶寿園 ショートステイ 田川郡福智町上野3175-3	社会福祉法人慶寿会	H29. 2. 1

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10第2号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の23の規定により、次のように公告する。

平成29年2月17日

福岡県知事 小 川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
介護予防訪問介護	4071800975	ヘルパーステーションみらい	有限会社みらい	H29. 1. 31
		飯塚市鯉田2360番地		
〃	4072800099	有限会社 おんがケア・サポート	有限会社 おんがケア・サポート	H29. 1. 31
		中間市中尾三丁目9番30号		
介護予防通所介護	4071801635	デイサービスセンターみらい	有限会社みらい	H29. 1. 31
		飯塚市鯉田2360番地		
〃	4072301346	ミック健康の森 蒲原	株式会社ミック・ジャパン	H29. 1. 31
		八女市蒲原1055番6		
〃	4073700413	デイサービス 明日	有限会社福岡医療研究所	H29. 1. 31
		筑紫郡那珂川町後野四丁目10番5号		
〃	4075100539	デイサービス東高倉	有限会社ハートフル商事	H29. 1. 31
		遠賀郡岡垣町東高倉二丁目20番10号		
〃	4075100851	さくらデイサービス太陽	株式会社太陽貿易	H29. 1. 31
		遠賀郡岡垣町海老津二丁目4-15		
〃	4073800379	きららデイサービスセンター 糟屋郡宇美町宇美中央一丁目3-3	一般社団法人kouji	H29. 2. 1

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援

事業者の指定をしたので、同法第85条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条の2の規定により、次のように公告する。

平成29年2月17日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
居宅介護支援	4071803714	ケアプランセンター みらい	合同会社GROW	H29. 2. 1
		飯塚市鯉田2359番地2		
〃	4072601745	喜楽ケアプランセンター	株式会社喜楽	H29. 2. 1
		行橋市金屋490番地7		
〃	4073001465	ケアプランセンター朗	株式会社ラピッドジャパン	H29. 2. 1
		筑紫野市筑紫686-11 セイホーハイツ筑紫201		
〃	4075501041	緑の樹ケアプランサービス	有限会社S.K光舎	H29. 2. 1
		宮若市龍徳133番地143		

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条の2の規定により、次のように公告する。

平成29年2月17日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
居宅介護支援	4071800991	ケアプランセンター みらい	有限会社みらい	H29. 1. 31
		飯塚市鯉田2360番地		

居宅介護 支 援	4074200587	ケアプランセンターハー ティー	有限会社ハーティー	H29. 1.31
		糟屋郡新宮町上府878- 1		

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年2月17日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

（第一工区）直方市大字中泉1002番9、1002番10、1002番16、1008番1、1008番9、1008番10、1009番1、1009番11、1012番8、1012番11、1012番12、1012番14、1012番15、1013番13、1013番14、1182番35及び1182番36

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

直方市殿町7- 1

直方市

直方市長 壬生 隆明

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年2月17日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成29年2月1日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 にしてつストア レガネット美鈴の杜

(2) 所在地 小郡市美鈴の杜一丁目1番地3

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変 更 前		変 更 後	
位置	収容台数	位置	収容台数
建物西側	95台	建物西側	69台
建物屋上	72台	建物屋上	31台
合計	167台	合計	100台

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年2月17日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成29年2月1日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 にしてつストア レガネット美鈴の杜

(2) 所在地 小郡市美鈴の杜一丁目1番地3

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西鉄ストア	株式会社西鉄ストア

代表取締役 築嶋 俊之
筑紫野市針摺中央二丁目16番14号

代表取締役 玉木 浩
筑紫野市針摺中央二丁目16番14号

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年2月17日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町仲原二丁目2069番1及び2069番5から2069番16まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区上牟田二丁目11番24号

大和ハウス工業株式会社

福岡支社 支配人 下西 佳典

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により大野城市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

平成29年2月17日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画公園の変更（大野城市決定）（平成29年1月24日大野城市告示第3号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年2月17日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡須恵町大字植木字豆塚1493番1、1494番1、1494番2、1495番1及び1495番

2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

長崎県佐世保市三浦町1番32号

福岡吉田海運株式会社

代表取締役 吉田 康剛

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年2月17日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字新津字尾倉田1539番1、1539番3、1539番4、1543番1から1543番12まで、1544番2から1544番14まで、1559番4及び1559番14

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

京都郡苅田町大字新津1559番地4

凡申産業株式会社

代表取締役 荒木 久美夫

人事委員会

公告

福岡県（警察官A（男性）・警察官A（女性）・警察官A（武道指導）・警察官B（男性）・警察官B（早期採用男性）・警察官B（女性）・警察官C）採用試験を別表のとおり施行する。

平成29年2月17日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

平成29年度福岡県警察官採用試験

回数	試験の種類 試験区分	受験資格	試験日		試験種目	試験地	合格発表		受付期間	申込用紙等の配布場所	試験の申込先	試験の特例等	その他
							発表日	発表の方法					
第176回	警察官A (男性)	昭和62年4月2日以降に生まれた男性で、大学の卒業者又は大学を平成30年3月までに卒業見込みの者	第1次	5月14日	教養試験 論文試験	福岡市	第1次	6月中旬	平成29年4月1日から平成29年4月21日まで なお、郵送による申込みは、平成29年4月21日までの消印のあるものに限る。	①福岡県警察本部警務課 ②福岡県内の各警察署 ③東京、大阪の各福岡県事務所	福岡県警察本部警務課	特例① 第176回警察官A（男性・女性）と第178回警察官Cにおいて、それぞれの受験資格を有する者は、双方の受験の申込みを行い、受験することができる。この場合、共通する試験種目の試験結果を兼用することができる。	これらの試験の問い合わせは、福岡県警察本部警務課に行うこと。 各試験の詳細については、別に試験案内を交付する。
				5月6月 月 下 上 旬 旬	人物試験 身体測定 体力検査	福岡市							
			第2次	6月7月 月 下 上 旬 旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	8月上旬					
	警察官A (女性)	昭和62年4月2日以降に生まれた女性で、大学の卒業者又は大学を平成30年3月までに卒業見込みの者	第1次	5月14日	教養試験 論文試験	福岡市	第1次	6月中旬					
				5月6月 月 下 上 旬 旬	人物試験 身体測定 体力検査	福岡市							
			第2次	6月7月 月 下 上 旬 旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	8月上旬					
警察官A (武道指導)	次のいずれにも該当する者 ①昭和62年4月2日以降に生まれた者で、大学の卒業者又は大学を平成30年3月までに卒業見込みの者 ②受験申込日現在、柔道又は剣道の段位が3段以上の者で、全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者	第1次	5月14日	教養試験 論文試験 実技試験 人物試験 身体測定 体力検査	福岡市	第1次	6月中旬						
			第2次	6月7月 月 下 上 旬 旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査			福岡市	最終	8月上旬			

第	回	警察官A (女性)	昭和62年4月2日以降に生まれた女性で、大学の卒業者又は大学を平成30年3月までに卒業見込みの者	第1次	9月17日	教養試験 論文試験	福岡市	第1次	10月下旬
				第1次	1010月月上中旬	人物試験 身体測定 体力検査	福岡市	第1次	
				第2次	1111月月上中旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	12月下旬
		警察官A (武道指導)	次のいずれにも該当する者 ①昭和62年4月2日以降に生まれた者で、大学の卒業者又は大学を平成30年3月までに卒業見込みの者 ②受験申込日現在、柔道又は剣道の段位が3段以上の者で、全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者	第1次	9月17日	教養試験 論文試験 実技試験 人物試験 身体測定 体力検査	福岡市	第1次	10月下旬
				第2次	1111月月上中旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	12月下旬
				第1次	9月17日	教養試験 論文試験 作文試験	福岡市	第1次	10月下旬
第	回	警察官B (男性)	昭和62年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた男性 ただし、大学の卒業者又は大学を平成30年3月までに卒業見込みの者を除く。	第1次	1010月月上中旬	人物試験 身体測定 体力検査	福岡市	第1次	10月下旬
				第2次	1111月月上中旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	12月下旬
				第1次	9月17日	教養試験 論文試験 作文試験	福岡市	第1次	10月下旬

回	警察官B (女性)	昭和62年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた女性 ただし、大学の卒業生又は大学を平成30年3月までに卒業見込みの者を除く。	第1次	9月17日	教養試験 作文試験	福岡市	第1次	10月下旬						
			第2次	1010月 上中旬	人物試験 身体測定 体力検査	福岡市	最終	12月下旬						
				1111月 上中旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市								

- (注1) 地方公務員法第16条に該当する者及び日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受けることができない。
- (注2) 上表中「大学」とは、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）、防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校その他人事委員会が認めるものをいう。
- (注3) 第1次試験における「人物試験」、「身体測定」及び「体力検査」は、警察官A（武道指導）及び警察官Cを除き、教養試験において一定の基準を満たした者についてのみ実施する。
- (注4) 第1次試験における「論文試験」及び「作文試験」は、第2次試験で判定する。
- (注5) 上表中「柔道又は剣道の段位」とは、講道館又は全日本剣道連盟が認定する柔道又は剣道の段位をいう。
- (注6) 上表中「全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者」とは、次のいずれかの成績をあげた者をいう。

種別	競技会	成績	種別	競技会	成績
柔道	全国高校総合体育大会	個人・出場 団体・出場	剣道	全国高校総合体育大会	個人・出場 団体・出場
	全日本ジュニア柔道体重別選手権大会	個人・出場		全国高校剣道選抜優勝大会	団体・出場
	国民体育大会	団体・出場		国民体育大会	団体・出場
	金鷲旗高校柔道大会	団体・8位以内		玉竜旗高校剣道大会	団体・16位以内
	高校柔道大会（九州、関東など）	個人・4位以内		高校剣道大会（九州、関東など）	個人・8位以内
	ジュニア柔道選手権大会（九州、関東など）	個人・4位以内		都道府県高校剣道大会	個人・8位以内
	都道府県高校柔道大会	個人・2位以内		全日本剣道選手権大会	個人・出場
	国際大会（全日本柔道連盟が全日本の強化選手を指名し、派遣する大会）	個人・出場		全日本学生剣道選手権大会	個人・32位以内
	全日本柔道選手権大会	個人・出場		全日本学生剣道優勝大会	団体・出場
	全日本選抜柔道体重別選手権大会	個人・出場		西（東）日本学生剣道大会	団体・16位以内
	講道館杯全日本柔道体重別選手権大会	個人・出場		学生剣道優勝大会（九州、関東など）	団体・16位以内
				学生剣道選手権大会（九州、関東など）	個人・16位以内

全日本学生柔道優勝大会	団体・16位以内
全日本学生柔道体重別選手権大会	個人・8位以内
全日本学生柔道体重別団体優勝大会	団体・16位以内
柔道選手権大会（九州、関東など）	個人・16位以内
学生柔道優勝大会（九州、関東など）	団体・4位以内
学生柔道体重別選手権大会（九州、関東など）	個人・4位以内

（注7）上表中「一定の専門的な資格又は実務経験を有する者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

試験区分		資格	実務経験
経済		<ul style="list-style-type: none"> 簿記検定（日商）2級以上 簿記能力検定（全経）1級以上 簿記実務検定（全商）1級 のいずれかの資格を有する者	経理業務に専任として従事した経験を3年以上有する者
語学	英語	<ul style="list-style-type: none"> 通訳案内士（旧通訳案内業）試験合格 実用英語技能検定（英検）準1級以上 国際連合公用語英語検定（国連英検）A級以上 TOEIC（L&R）785点以上 TOEFL72点（インターネット版）以上相当 のいずれかの資格を有する者	各言語を第1公用語とする国における留学若しくは勤務経験を1年以上有する者又は各言語に係る通訳・翻訳業務若しくは語学指導業務の経験を3年以上有する者 注1 留学、勤務の形態は問わない。 注2 語学指導とは、中学、高校、大学のほか専門学校等において、専ら語学の指導に従事すること。
	北京語	<ul style="list-style-type: none"> 通訳案内士（旧通訳案内業）試験合格 HSK（漢語水平考試）筆記試験5級以上又は口頭試験高級（※旧7級以上） TECC（中国語コミュニケーション能力検定）のBクラス（700点以上）以上 中国語検定準1級以上（※旧2級以上） のいずれかの資格を有する者	
	韓国・朝鮮語	<ul style="list-style-type: none"> 通訳案内士（旧通訳案内業）試験合格 ハングル能力検定2級以上 韓国語能力試験5級以上 のいずれかの資格を有する者	
情報工学		基本情報技術者（旧第Ⅱ種情報処理技術者）以上の資格を有する者 ※基本情報技術者（旧第Ⅱ種情報処理技術者）以上の資格とは、次のものをいう。 応用情報技術者、ITストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャ、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、情報セキュリティスペシャリスト、ITサービスマネージャ、システム監査技術者	情報システムの開発、保守又は運用業務経験を3年以上有する者

雑 報

福岡県職業能力開発審議会公告

第10次福岡県職業能力開発計画（素案）に関する意見募集の結果及び知事への答申要旨について、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第8条第1項の規定により、次のとおり公表します。

平成29年2月17日

福岡県職業能力開発審議会
会長 中川 誠士

1 意見募集の結果

第10次福岡県職業能力開発計画（素案）

提出された意見の総数 36件

2 答申の要旨

第10次福岡県職業能力開発計画（答申）

第1部 総説

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の対象期間

第2部 本県の職業能力開発を取り巻く環境

- 1 人口の動向
 - (1) 人口の現況
 - (2) 人口の推移
 - (3) 労働力人口の変化
- 2 経済・産業構造の現状
 - (1) 県内総生産の状況
 - (2) 事業所数及び従業者数の状況
 - (3) 産業構造の特徴
 - (4) 産業構造の変化
 - (5) 情報化の進展

(6) グローバル化の進展の影響

3 労働力の需給状況

- (1) 雇用・失業の情勢
- (2) 職業別の求人・求職状況
- (3) 産業別の新規求人状況
- (4) 人手不足分野の雇用情勢

4 労働者を取り巻く状況

- (1) 若年者の全国的な雇用状況
- (2) 女性の雇用状況
- (3) 非正規雇用労働者の状況
- (4) 中高年者や高齢者の雇用状況
- (5) 障がい者の雇用状況

5 企業における人材育成

第3部 第9次福岡県職業能力開発計画の取組状況

- 1 将来の成長分野と労働力需要拡大分野における人材育成の推進
- 2 ものづくり分野における人材育成の推進
- 3 海外事業展開に対応する人づくりの推進
- 4 雇用のセーフティネットとしての職業訓練の推進
- 5 個々の特性に合った職業能力開発の推進
- 6 キャリア教育の推進
- 7 在職者に対する職業能力開発の推進
- 8 技能を尊重する社会づくりの推進

第4部 高等技術専門学校及び福岡障害者職業能力開発校等の現状・課題

- 1 職業能力開発機関等の役割
- 2 本県が管理運営する職業能力開発施設の配置状況
- 3 高等技術専門学校及び福岡障害者職業能力開発校の現状・課題

第5部 第10次職業能力開発計画の基本的施策

- 第1 基本的施策の方向性
- 第2 基本的施策

- 1 すべての人が能力を発揮できる社会の実現に向けた人材育成の推進
 - (1) 働く意欲のあるすべての人の、個々の特性や希望に応じた職業能力開発の推進
 - ア 目指す姿
 - イ 現状・課題
 - ウ 施策の方向
 - (2) 学校教育と連携したキャリア教育の推進
 - ア 目指す姿
 - イ 現状・課題
 - ウ 施策の方向
- 2 産業人材の育成の推進
 - (1) 企業ニーズに沿った職業能力開発の推進
 - ア 目指す姿
 - イ 現状・課題
 - ウ 施策の方向
 - (2) 本県の産業政策に対応した人材育成の推進
 - ア 目指す姿
 - イ 現状・課題
 - ウ 施策の方向
 - (3) 人材不足分野等における人材育成の推進
 - ア 目指す姿
 - イ 現状・課題
 - ウ 施策の方向
- 3 高等技術専門校や障害者職業能力開発校等の体制強化
 - (1) 目指す姿
 - (2) 現状・課題
 - (3) 施策の方向
- 4 技能が尊重される社会づくりの推進
 - (1) 目指す姿

(2) 現状・課題

(3) 施策の方向

※ 提出された意見要旨及び知事への答申の詳細につきましては福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>）をご覧ください。

正 誤

発行 年月日	公報 番号	種 類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正			誤		
					上	下								
27・4・3	3682	告示	386	4	○			表 中	糟屋郡宇美町光正寺一丁目4574番3先から 糟屋郡宇美町宇美五丁目3802番5先まで	7.5 ～ 24.5	○ 1,435.7	糟屋郡宇美町光正寺一丁目4574番3先から 糟屋郡宇美町宇美六丁目3795番10先まで	7.5 ～ 24.5	● 1,415.7
27・4・3	3682	告示	386	4	○			表 中	糟屋郡宇美町光正寺一丁目4574番3先から 糟屋郡宇美町宇美五丁目3802番5先まで	8.3 ～ 32.6	○○○ 1,704.0	糟屋郡宇美町光正寺一丁目4574番3先から 糟屋郡宇美町宇美六丁目3795番10先まで	8.3 ～ 32.6	●●● 1,692.0
27・4・3	3682	告示	386	4	○			表 中	糟屋郡宇美町光正寺一丁目4574番3先から 糟屋郡宇美町宇美五丁目3802番5先まで	7.5 ～ 24.5	○ 1,435.7	糟屋郡宇美町光正寺一丁目4574番3先から 糟屋郡宇美町宇美六丁目3795番10先まで	7.5 ～ 24.5	● 1,415.7
27・4・3	3682	告示	386	4	○	○		表 中	糟屋郡宇美町光正寺一丁目4574番3先から 糟屋郡宇美町宇美五丁目3802番5先まで	8.3 ～ 49.0	○○○ 1,704.0	糟屋郡宇美町光正寺一丁目4574番3先から 糟屋郡宇美町宇美六丁目3795番10先まで	8.3 ～ 49.0	●●● 1,692.0
29・1・27	3862	告示	61	6	○			表 中	糟屋郡久山町大字久原1903番6先まで			糟屋郡久山町大字久原1903番3先まで		●